

人口・社会統計部会の審議状況について  
(毎月勤労統計調査の変更)(報告)

項目	変更内容等	部会 審議		審議の状況
		第 1 回	第 2 回	
1 東京都への調査の移管に伴う調査系統の変更	・ 東京都の常用労働者500人以上規模の事業所のうち、令和元年6月から国が直轄で調査していた事業所について、令和4年1月分調査から東京都が調査を実施	●		【適当と整理】 (東京都の500人以上規模の全数調査を可及的速やかに履行するために採られた措置を解除し、本来の調査系統に戻すもの。厚生労働省から東京都への業務の移管に向け、両者の間で調整が進んでおり、適当と整理。)
2 特別調査の公表の期日の変更	・ 特別調査の公表の期日を1か月繰り下げ、調査実施年内から調査実施翌年1月末までに変更	●		【やむを得ないと整理】 (正確な統計を確実に公表・提供するための繰り下げであり、これによる利活用上の大きな支障がないことを確認。)
3 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更	① 地方調査に係る調査票の内容を記録した電磁的記録媒体の保存期間を「3年」から「永年」に変更するとともに、保存責任者を厚生労働大臣又は都道府県知事から厚生労働省政策統括官付参事官(企画調整担当)に変更	●	●	【適当と整理】 (本調査に係る諮問第97号の答申における今後の課題等を踏まえた対応)  【委員等からの主な意見】 ◆地方調査分の電磁的記録媒体の厚生労働省における保存について、いつの調査からバックアップが取れているのか。 →平成30年1月分調査からデータのバックアップは取れている。正式な移管は確認作業を進めながら順次行う。具体的な時期は調整中。 ◆地方調査のデータの厚生労働省への移管に当たっては、具体的なスケジュールを作成した方が良いのではないか。  →(第2回での説明) 平成30年～令和2年分の調査票データは、確認の上順次登録し、令和4年夏頃までに作業が完了するよう進めたい。令和3年分以降の毎年の調査票データは、調査年の翌年の夏頃に登録予定。
	② 記入済み調査票の保存期間を「3年」から「調査を実施した年の翌年1月1日から1年」に変更し、全国調査及び特別調査に係る保存責任者を、厚生労働大臣から厚生労働省統計管理官(雇用・賃金福祉統計室長併任)に変更	●		【適当と整理】 (保存期間の始期を明確にしつつ、厚生労働省の他の月次の基幹統計調査と平仄を合わせたものであり、統計作成上も支障がないことを確認。)
4 調査計画の記載の詳細化	・ 実態に合わせて調査計画上の記載を詳細化	●	●	【おおむね適当と整理】 (いずれも形式的な変更であり、おおむね適当。ただし、報告を求める事項の記載内容に誤りがあるため修正が必要。)

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
5 基本計画、過去の答申における今後の課題への対応状況	(1) 基本計画への対応状況 ① 令和4年(2022年)1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向けた取組 ② 母集団変更に当たり、標本抽出方法や復元方法の検討 ③ 本調査と労働力調査の調査方法等の相違点の整理、情報提供の充実		●	【一定程度対応が進んでいるが、引き続き状況を注視する必要がある、又は、適当と整理】 (①及び②については、一定程度対応が進んでいるが、引き続き状況を注視する必要がある。③については対応済みであり、適当と整理。)  【委員等からの主な意見】 ◆抽出率逆数を使って復元しているとのことだが、回収率も考慮した復元を引き続き検討していく必要があるのではないか。
	(2) 過去の答申における今後の課題への対応状況 ○ 諮問第141号の答申(令和2年7月10日付統計委第12号) ① 常用労働者5人未満の事業所を対象とする、特別調査に代わる調査の実施等 ② 代替調査と従前の特別調査との比較分析、危機に強い特別調査の在り方に係る検討 ③ 常用労働者5人以上30人未満の事業所に対する郵送方式の導入による影響分析  ○ 諮問第124号の答申(平成31年1月30日付統計委第5号) ① 調査計画に記載された、「33,200事業所」を対象とする調査の速やかな実施 ② 全数調査の実施に際しての、調査対象事業所への丁寧な説明 ③ 統計委員会への適時適切な報告  ○ 諮問第97号の答申(平成29年1月27日付統計委第2号) 地方調査に係る調査票情報の保存体制(保存責任者及び保存期間)に係る都道府県との早急な調整		●	【一定程度対応が進んでいるが、引き続き状況を注視する必要がある、又は、適当と整理】 (諮問第141号の答申における検討課題③及び諮問第124号の答申における検討課題①については、引き続き状況を注視する必要がある。他の事項については対応済みであり、適当と整理。)

(注)第1回は令和3年7月1日(木)、第2回は7月20日(火)に開催。

## 第124回人口・社会統計部会 議事概要

1 日 時 令和3年7月1日(木) 10:00~12:05

2 場 所 遠隔開催 (Web会議)

3 出席者

【委員】

津谷 典子(部会長)、佐藤 香

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司

【審議協力者】

経済産業省、東京都、大阪府、日本銀行

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室：野口統計管理官ほか

【事務局(総務省)】

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：中村審査官、大村国際統計企画官ほか

4 議 題 毎月勤労統計調査の変更について

5 概 要

- 審査メモに沿って、「毎月勤労統計調査の変更」の審議が行われた。
- その結果、変更計画についてはおおむね適当と整理し、今後、答申案を整理することされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 東京都への調査の移管に伴う調査系統の変更

- ・ 東京都としても、昨年度から厚生労働省と検討を重ねている。500人以上規模の事業所の調査は全数調査であり、ほぼ永続的に御協力いただくことになるため、報告者にもこれ以上負担を掛けないよう、遺漏なきよう取り組む。
- ・ 厚生労働省と東京都の間で調整が進んでおり、適当と整理する。

(2) 特別調査の公表の期日の変更

- ・ 調査対象事業所名簿の確定や調査票と当該名簿の整合性の確認に時間が掛かることは理解する。特別調査の結果は、内閣府において国民経済計算の雇用者報酬等の

算定資料として利用されているが、公表の期日を遅らせても利活用上大きな支障がないことが確認できることから、適当と整理する。

### (3) 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更

- ・ 地方調査における「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」を保存していなかった都道府県はどのくらいあり、なぜ保存していなかったのか。
- 平成 29 年の答申を受けて都道府県に通知したが、改めて保存状況を照会したところ、平成 29 年 1 月分調査以降のデータを全て保存しているのが 47 都道府県中 32 県、平成 30 年 1 月分調査以降の全データを保存していたのは 38 県だった。周知が十分に伝わっていなかったと考えられる。ただし、平成 30 年 1 月分調査以降の地方調査のデータについては、厚生労働省においても全て保存している。
- ・ 保存されていないものは仕方がないが、約 10 の都道府県でそのようなことが起こったことは遺憾である。
  
- ・ 論点 b（地方調査分の電磁的記録媒体の厚生労働省における保存）について、いつの調査からバックアップが取れているのか。
- 全国調査については既に年に 1 回、1 年分をまとめてデータを保存する担当室に移管して保存している。一方、地方調査については、平成 30 年 1 月分調査からデータのバックアップは取れているため、担当室への移管は確認作業を進めながら行う。具体的な時期については調整中だが、確認が取れたものから順次保存していく。
- ・ 今後の具体的なスケジュールを作成した方が良いのではないか。
- 全国調査の保存状況も含め、改めて報告する。
- ・ 具体的なスケジュールを作成した方が良いとの御意見をいただいたが、方向性については適当と整理する。

### (4) 調査計画の記載の詳細化

- ・ 記載の詳細化は望ましいことであるが、なぜ今、詳細化するのか、趣旨を教えてください。
- そもそも調査計画の記載が不十分であったと考えており、毎月勤労統計の不適切事案を踏まえ、利用者にとっても分かりやすいものとするため、精緻化するもの。
- 毎月勤労統計の不適切事案を踏まえた対応であり、対報告者、利用者にとっても望ましいと考える。
  
- ・ パートタイム労働者については、性別の労働者数は調査していないとのことだが、今後の課題として、調査するべきではないか。
- ※ パートタイム労働者の性別労働者数は調査を行っており、調査計画（案）の記載誤りであったため、次回部会で審議予定

- ・ 調査計画の詳細化は、統計作成プロセス部会の取組にも即しており、望ましい。適当と整理する。

#### (5) 基本計画への対応状況

- ・ 対応については問題ないと思う。抽出率逆数を使って復元しているとのことだが、回収率が低下していることを踏まえると、回収率も考慮した復元を検討していく必要があるのではないか。
- ・ できるかぎり標本誤差を小さくすることは全ての統計調査や社会調査の課題である。基本計画への対応状況については、対応途上の点を中心に引き続き状況を注視することとし、適当と整理したい。

#### (6) 過去の答申における今後の課題への対応状況

- ・ 別紙2参考第1表の「宿泊業，飲食サービス業」の「きまって支給する現金給与額」が5.9%増となっていることはどう解釈すればよいか。
  - 参考第5表をみると、「宿泊業，飲食サービス業」の出勤日数がプラスになっている状況。背景としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、パートタイム労働者が減少し、少ない労働者で業務を行ったことによる影響があったのではないかと推測される。
- ・ 小規模事業所勤労統計調査は、緊急時に実施した調査にしては、貴重な情報が集まっており、意義があったと思う。回収率の低下についてはやむを得ないが、統計調査において、調査員調査にいつまで頼れるかという問題がある状況では、どのような属性の区分で回収率が低下したのかといった回収率そのものの情報も分析、公表してもらえれば有益だと思う。
  - 現段階では手元に資料がないが、検討の上、可能な範囲で公表したい。
- ・ 小規模事業所勤労統計調査の実施時期は令和2年10月であり、東京都がGo to Travelの対象となった時期と重なることから、その影響もあるのではないか。
  - 調査票の記載事項は限られているため、その影響をはっきりと確認することは難しいが、参照できる情報があれば分析したい。
- ・ 回収率を産業や事業所規模別で出すのは大切。可能であれば、小規模事業所勤労統計調査に回答した事業所と回答していない事業所とで、令和元年特別調査の賃金がどのくらい違っていたかを比較すると、非常に有用なのではないか。
- ・ 時系列比較をする場合に、小規模事業所勤労統計調査結果は、令和元年特別調査に回答したが、小規模事業所勤労統計調査に回答しなかった事業所の情報を用いて補正しないと偏りが出るのではないか。また、回答しなかった事業所のうち、廃業した事業所が分かれば、その数字自体も重要ではないか。廃業事業所数は把握しているか。

- 小規模事業所勤労統計調査の調査票を発送した 19,781 事業所のうち、調査票が届かず返送される等により事業所の不存在が確認できた 590 事業所については、移転の可能性もあるが、廃業している可能性が高い。
- ・ 方向性については了承されたものと整理する。頂いた御意見については、答申案にどのように反映させるか検討したい。

## 6 その他

次回の部会は、令和3年7月20日（火）15時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、7月開催予定の第166回統計委員会において報告することとされた。

（以 上）